新旧対照表（変更箇所抜粋）

変更前	変更後（変更箇所：下線部）	変更事項
三井住友信託データ伝送サービス （AnserDATAPORT・全銀 VALUX）利用規定	三井住友信託データ伝送サービス （AnserDATAPORT・全銀 VALUX）利用規定	
適用日　２０２１年１２月２７日	適用日　２０２４年７月１日	
	（第１～１２条、変更無し）	
	第１３条 一時停止 1. 当社は、契約者が第１１条に違反した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができるものとします。ただし、当社はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。	・条番号変更（第１４条→第１３条） 一時停止→解約の順に変更するため
	2. 本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合、当社は本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。 3. 前２項の定めにより取引が制限された場合であっても、契約者からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当社は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。	・第２項、第３項を追加
第１３条 解約等	**第１４条 解約等** （第１～２項、変更無し）	・条番号変更（第１３条→第１４条）
３．強制解約 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当社は契約者に通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約できるものとします。当社がその旨の通知を発信する場合は、発信した時に解約されるものとします。 （１）　支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立があったとき、または契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき （２）　手形交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分を受けたときもしくは他の電子債券記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき （３）　住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明となったとき、あるいは、届出電話番号で連絡がとれない状況が生じたとき （４）　当社に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき （５）　１年以上にわたり本サービスの利用がないとき （６）　解散、その他営業活動を休止したとき （７）　当社への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき （８）　本人確認情報等を不正に使用したとき、およびそのおそれのあるとき （９）　法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき （10）　本規定または本規定に基づく当社所定事項に違反したとき （11）　その他、前各号に準じ、当社が本サービスの一時停止または解約を必要とする相当の事由が発生したとき	３．強制解約 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当社は契約者に通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約できるものとします。当社がその旨の通知を発信する場合は、発信した時に解約されるものとします。 （１）　支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立があったとき、または契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき （２）　手形交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分を受けたときもしくは他の電子債券記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき （３）　住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明となったとき、あるいは、届出電話番号で連絡がとれない状況が生じたとき （４）　当社に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき （５）　１年以上にわたり本サービスの利用がないとき （６）　解散、その他営業活動を休止したとき （７）　当社への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき （８）　本人確認情報等を不正に使用したとき、およびそのおそれのあるとき （９）　法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められるとき （10）　マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用されるおそれがあると認められる場合 （11）　本規定または本規定に基づく当社所定事項に違反したとき （12）　その他、前各号に準じ、当社が本サービスの一時停止または解約を必要とする相当の事由が発生したとき	・（10）として、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触の条件を追加。 以降、本号追加による号番号変更
	（第４～５項、変更無し）	
第１４条 一時停止 当社は、契約者が第１１条に違反した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができるものとします。ただし、当社はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。		・条番号変更（第１４条→第１３条） 一時停止→解約の順に変更するため
	（第１５条以降、変更無し）	